

令和4年度

定期監査結果報告書

令和5年2月

備前市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第 9 項の規定により備前市議会及び備前市長並びに備前市教育委員会、備前市固定資産評価委員会に提出するものである。

また、同条第 10 項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和 5 年 2 月

備前市監査委員 小野田 隼也
同 土 器 豊

目 次

ページ

第 1	基準に準拠している旨	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査委員の除斥	1
第 5	監査の着眼点	1
第 6	監査の主な実施内容	1
第 7	監査の実施場所及び日程	2
第 8	監査の報告基準	3
第 9	監査の結果	4
1	監査の実施状況	4
2	監査の結果の概要	5
3	指摘事項	7
(1)	法令等に違反していると認められるもの	7
(2)	その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの	11
4	指導事項	16
(1)	効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの	16
(2)	その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの	20
第 10	意見	26
1	意見に至る経緯	27
2	監査委員の意見	28

(注) 報告書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の数値は、原則として、表示単位未満を切り捨て、また、比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

そのため、図表中の数値を集計しても計が一致しない場合がある。

- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「—」・・・・・・・・・・該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの

- 3 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、備前市を表示していない。

(例) 備前市会計規則 (平成17年備前市規則第57号)

→備前市会計規則 (平成17年規則第57号)

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、備前市監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

第3 監査の対象

総合政策部	危機管理課
総務部	総務課、契約管財課
市民生活部	市民協働課、公共交通課
保健福祉部	保健課、介護福祉課、共生のまち推進課、新型コロナワクチン対策課
都市整備部	都市計画課、市街地活性化政策課、建設課
総合支所部	三石総合支所管理課、吉永総合支所管理課
教育振興部	小中一貫教育課、三石小学校、日生東小学校、吉永中学校、 吉永共同調理場、吉永認定こども園
社会教育部	社会教育課、教育文化振興課、吉永地域公民館、吉永美術館
病院事業	備前病院、備前さつき苑・訪問看護ステーション、日生病院、 吉永病院
固定資産評価 審査委員会	固定資産評価審査委員会事務局

第4 監査委員の除斥

市民協働課の備前市区会等補助金、介護福祉課の備前市高齢者ふれあい事業補助金及び建設課の市道・市管理河川等ボランティア推進事業補助金の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、土器豊監査委員は除斥して行った。

第5 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性等

第6 監査の主な実施内容

実査、立会、確認、証ひょう突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して監査を実施した。

第7 監査の実施場所及び日程

監査期日	対象部局・部署		実施場所
令和4年10月24日(月)	総合政策部	危機管理課	備前市役所
	総務部	契約管財課	〃
	市民生活部	市民協働課	〃
		公共交通課	〃
11月11日(金)	総合支所部	吉永総合支所管理課	吉永総合支所
	社会教育部	吉永地域公民館	吉永地域公民館
		吉永美術館	吉永美術館
	病院事業	吉永病院	吉永病院
総合支所部	三石総合支所管理課	三石総合支所	
11月14日(月)	保健福祉部	保健課	備前市役所
		新型コロナワクチン対策課	〃
	総務部	総務課	〃
	固定資産評価 審査委員会	固定資産評価審査委員会 事務局	〃
	保健福祉部	共生のまち推進課	〃
11月15日(火)	保健福祉部	介護福祉課	〃
	教育振興部	吉永共同調理場	吉永共同調理場
		吉永認定こども園	吉永認定こども園
		小中一貫教育課	備前市役所
11月17日(木)	病院事業	日生病院	日生病院
		備前病院	備前病院
		備前さつき苑・訪問看護 ステーション	備前さつき苑・訪問 看護ステーション
11月18日(金)	社会教育部	社会教育課	備前市役所
	都市整備部	都市計画課	〃
		建設課	〃
11月24日(木)	教育振興部	吉永中学校	吉永中学校
		三石小学校	三石小学校
		日生東小学校	日生東小学校
11月28日(月)	都市整備部	市街地活性化政策課	備前市役所
	社会教育部	教育文化振興課	〃

第8 監査の報告基準

1 監査結果の処理区分

監査委員は、備前市監査結果の処理区分基準（令和2年監査委員訓令第2号）において、監査の統一的判断を期すため、監査結果の処理区分を定めている。その監査結果の処理区分は、次のとおり指摘事項、指導事項、勧告としている。

(1) 指摘事項

- ア 法令等に違反していると認められるもの
- イ その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

(2) 指導事項

- ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

(3) 勧告

監査結果のうち、特に措置を講じる必要があると認められるもの

2 報告等の表現方法

監査委員は、備前市監査基準第20条第3項の規定に基づき、監査の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第9 監査の結果

1 監査の実施状況

令和4年度の監査対象となる部局は、10部局を選定し、その部局のうち監査対象29部署を選定した。そして、監査期間は、4年9月16日から5年2月9日までとなっている。

定期監査は、全庁的な重点監査事項として、①補助金事務の適正化、②補助金・委託料等を支出し事務局を担っているもの、③寄附物品の受入事務及び管理、④50万円以上の物品の管理状況を設定し、この重点監査事項に係る事務等が関係規程に基づき適正に行われているか、有効性、効率性、経済性及び合規性等の観点から適切か、事務処理上改善する必要がないかなどに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、これら関係書類を確認し書面による質問を実施した。そして、書面による質問への回答を踏まえ、監査対象の部署に対し、対面によるヒアリング及び実査を実施した。

前述の観点から実施した監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表1のとおり、15部署に対し、7件の指摘、6件の指導を行った。

表1 過去5年間の個別事項の状況

	監査対象 部署数	個別事項対象 部署数	個別事項 計(件)	個別事項の うち指摘事項 (件)	個別事項の うち指導事項 (件)
平成30年度	36	8	10	7	3
令和元年度	32	11	13	6	7
令和2年度	21	11	8	4	4
令和3年度	27	18	11	4	7
令和4年度	29	15	13	7	6

(注1) 令和元年度までは、指導事項ではなく、意見(要望)事項としていた。

(注2) 1つの個別事項で複数の部署が対象となるものがあるため、計は一致しない。

2 監査の結果の概要

【指摘事項 7 件】

(1) 法令等に違反していると認められるもの

- ア 市の組織に対して補助金を交付することについて規則等に違反しているもの（小中一貫教育課 7 ページ参照）
- イ 適正な補助事業等計画変更申請を受けず、その承認も行っておらず、実績報告書等の書類の内容が不適合であったにもかかわらず補助金等確定通知書を交付しており、規則等に違反しているもの（教育文化振興課 8 ページ参照）
- ウ 備前市スポーツ協会運営補助金の交付に関し、要綱で補助対象外としている経費を補助金の対象と認めており、要綱等に違反しているもの（社会教育課 9 ページ参照）
- エ 市道・市管理河川等ボランティア推進事業補助金の交付に関し、定められた期日までに活動実績報告書の提出がなく要綱等に違反しているもの（建設課 10 ページ参照）

(2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

- ア 公金と私有金を混同したり、不明金が発生したりしているにもかかわらず必要な手続きがなされていないなど、適正を欠いているもの（三石総合支所管理課、吉永総合支所管理課 11～12 ページ参照）
- イ 市の所有する物品を定期的に棚卸するなどの適切な記録、管理がされておらず、適正を欠いているもの（危機管理課、三石総合支所管理課、介護福祉課、市民協働課、建設課、吉永認定こども園、社会教育課、教育文化振興課、公共交通課 13～14 ページ参照）
- ウ 市に寄附された物品の適切な記録、管理がされておらず、適正を欠いているもの（危機管理課、吉永認定こども園、小中一貫教育課、社会教育課 15 ページ参照）

【指導事項 6 件】

(1) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

- ア 補助金の適正な執行のため、補助金の交付を受けた団体から各支部へ分配された補助金等の執行状況を把握し、未執行や、繰越金としている場合には、適切な額を精算させた上で補助金額を決定する必要があるもの（社会教育課 16 ページ参照）
- イ 補助金の交付に際し、補助金の執行状況等を適切に精査した上で補助金を交付する必要があるもの（介護福祉課 17 ページ参照）
- ウ 吉永美術館の利用が低調になっていることから、所蔵品を活用する等施設の効率的な運用を検討する必要があるもの（吉永美術館 18～19 ページ参照）

(2) その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

- ア 任意団体の事務局を市が担っていることについて再度検討する必要があるもの（市民協働課、保健課、介護福祉課、吉永総合支所管理課、小中一貫教育課、社会教育課、吉永地域公民館、教育文化振興課 20～23 ページ参照）
- イ 地域おこし活動に直接必要でない経費を、地域おこし活動補助金の対象としている

ことは、適性を欠いているもの（市民協働課、吉永総合支所管理課 24 ページ参照）

ウ 補助金の交付にあたり、要綱等の規定がないまま交付決定前に事業を開始した経費を補助金の対象とするなど適正を欠いているもの（保健課、市民協働課 25 ページ参照）

【勧告 該当なし】

3 指摘事項

(1) 法令等に違反していると認められるもの

ア 小中一貫教育課

市の組織に対して補助金を交付することについて規則等に違反しているもの

小中一貫教育課は、令和 3 年度に、備前市教育研修所（以下「教育研修所」という。）に対し、備前市教育研究部補助金 532,148 円を交付している。

備前市補助金等交付規則¹（平成 17 年規則第 58 号）によると、市は、市以外の団体又は個人に対し、補助金、交付金、助成金等（以下、これらを合わせて「補助金等」という。）を交付するとされている。

備前市教育研修所設置規則²（平成 17 年教育委員会規則第 18 号）によると、学校教育の振興を図るため、教育に関する専門的、技術的事項の調査研究及び教育関係職員の現職教育を行う教育機関として、教育研修所を設置するとされている。

しかし、同課は、教育研修所は市が設置した組織であるにもかかわらず、市以外の団体又は個人に対し交付することとされている補助金等を教育研修所に交付していた。

したがって、市が市の組織に対して補助金等を交付していることは備前市補助金等交付規則に違反しており、市の組織の予算の状況や、地方公共団体の予算の執行は、原則、会計管理者の確認を必要としていることなどの観点から、市の組織である教育研修所に係る経費を直接予算化するなどは是正する必要があると認められる。

¹ 備前市補助金等交付規則第 2 条及び第 3 条

² 備前市教育研修所設置規則第 1 条

イ 教育文化振興課

適正な補助事業等計画変更申請を受けず、その承認も行っておらず、実績報告書等の書類の内容が不適合であったにもかかわらず補助金等確定通知書を交付しており、規則等に違反しているもの

教育文化振興課は、令和 3 年度に、三石城址保存会（以下「保存会」という。）^{じょうし}に対し、指定文化財保存事業等補助金（以下「補助金」という。）計 42,000 円を交付している。

補助金の交付については、備前市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 58 号。以下「規則」という。）及び指定文化財保存事業等補助金交付要綱（平成 17 年教育委員会告示第 8 号）等に定められている。

規則³によると、補助金、交付金、助成金等（以下「補助金等」という。）の交付の決定を受け、補助事業等を行うもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業等の計画を変更しようとするときは、遅滞なく補助事業等計画変更申請書（以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならないとされ、当該補助事業等が完了したときは、補助事業等の実施状況を記載した補助事業等実績報告書等の書類（以下「実績報告書等」という。）を添えて市長に報告しなければならないとされている。また、市長は、補助事業等が完了し、実績報告を受けたときは、実績報告書等を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書により当該補助事業者に対し通知するものとされている。

しかし、同課は、保存会から実績報告書等の提出を受けた際に、補助金の交付決定時から、補助金の使途等の実施内容に変更があったことを認識したにもかかわらず、保存会から規則に規定される変更申請書の提出を受けておらず、その変更の承認を行わないまま、補助金の交付決定時の金額で、補助金等確定通知書を交付していた。

したがって、市が、補助事業者から変更申請書の提出を受けず、その承認も行っていないこと及び実績報告書等の書類の内容が補助金等の交付の決定の内容等と不適合であったにもかかわらず補助金等確定通知書を交付したことは規則等に違反しており、是正する必要があると認められる。

なお、本来提出すべき変更申請書を受領し、その承認を行った場合、補助金が増額となる可能性もあることから、本補助金の趣旨及び目的を十分に勘案し、補助事業者がいたずらに不利になることのないよう、事前に説明をするなど、適切に補助金事務を執行する必要があると認められる。

³ 備前市補助金等交付規則第 10 条、第 13 条及び第 14 条

ウ 社会教育課

備前市スポーツ協会運営補助金の交付に関し、要綱で補助対象外としている経費を補助金の対象と認めており、要綱等に違反しているもの

社会教育課は、令和3年度に、備前市スポーツ協会（以下「協会」という。）に対し、備前市スポーツ協会運営補助金（以下「補助金」という。）計1,192,118円を交付している。

補助金の対象とする経費については、備前市スポーツ協会運営補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定められている。

要綱によると、補助対象とする経費は、協会が運営する事業の実施に直接必要な経費とされており、他の団体等への補助等の資金援助及び上部団体への負担金は除くものとされている。

そこで、補助金について確認したところ、協会が、要綱で補助対象外の経費とされている他の団体等への補助等の資金援助として地区振興会活動補助金280,000円及び競技団体活動補助金340,000円を、また、上部団体への負担金として岡山県体育協会負担金35,000円を支出していたにもかかわらず、市は、これら補助対象外の経費を含んだ額で補助金の額を決定していた。

したがって、市が、要綱上補助対象外となっている経費を補助対象として補助金を支出することは要綱に違反しており、是正する必要があると認められる。

⁴ 備前市スポーツ協会運営補助金交付要綱第3条

エ 建設課

市道・市管理河川等ボランティア推進事業補助金の交付に関し、定められた期日までに活動実績報告書の提出がなく要綱等に違反しているもの

建設課は、令和3年度に、62団体の地域住民や企業等の団体（以下「活動団体」という。）に対し、市道・市管理河川等ボランティア推進事業補助金（以下「補助金」という。）計2,083,320円を交付している。

市道・市管理河川等ボランティア推進事業補助金交付要綱⁵（平成17年告示第95号。以下「要綱」という。）によると、活動団体の代表者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は3月末日のいずれか早い日までに活動実績報告書を市長に提出しなければならないとされ、市長は、活動の実施結果が補助金の交付決定等に適合するかどうかを審査し、交付すべき金額を確定するものとされている。

そこで、補助金に係る書類について監査したところ、同課は、実際の事業完了後20日以上経って活動実績報告書が提出されたにもかかわらず、補助金の額を確定していた。

したがって、定められた期日までに手続きを完了しないまま補助金の額を決定していることは要綱に違反しており、是正する必要があると認められる。

なお、要綱に則して実績報告書等を提出することが事実上困難な状況が生じている可能性も考えられるため、活動及び補助申請その他の手続に際して生じる問題点を適切に把握し、必要に応じて要綱の見直しについて検討する必要があると認められる。

⁵ 市道・市管理河川等ボランティア推進事業補助金交付要綱第12条及び第13条

(2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

ア 三石総合支所管理課、吉永総合支所管理課

公金と私有金を混同したり、不明金が発生したりしているにもかかわらず必要な手続きがなされていないなど、適正を欠いているもの

備前市会計規則⁶（平成 17 年規則第 57 号。以下「規則」という。）によると、会計管理者は、収納金及び物品の出納等の事務に必要な釣銭に係る資金（以下、「釣銭資金」という。）として、現金を出納員に交付し、その保管を命ずることができるとされ、出納員となるべき各課の課長は、会計管理者の命を受けて各課において取扱う収納金の出納及び保管に当たるとされている。また、市の公金を取扱う者は、これを私有金と混同してはならないとされている。

さらに、市の公金等取扱基本マニュアル（以下「マニュアル」という。）によると、現金の保管にあたり、所属長は、定期的に金庫内部や保管場所に未処理現金、未処理書類等がないことを確認し、不明金が発生した場合は、不明金等は長期保管せず、内容、金額、期間等詳細がわかる報告書を作成し、会計管理者と協議のうえ、市長の決裁を得るなど必要な手続を行うこととされている。

そこで、監査対象部署が保管している釣銭について監査したところ、次のような事態が見受けられた。

<事例 1>

三石総合支所管理課が保管している釣銭資金等を確認したところ、釣銭資金等の保管場所内で、何も記載がない封筒に入った 10,000 円及び落とし物と記載された封筒に入った 580 円が発見された。このうち 10,000 円は、退職した再任用職員の私有金であるが、収納金の支払いに両替が必要となった際に利用されていた。さらに、所属長は落とし物である現金について必要な手続を行っていなかった。

<事例 2>

吉永総合支所管理課が保管している釣銭資金等を確認したところ、釣銭資金等の保管場所内で、何も記載されていない封筒に入った 1,000 円が発見された。しかし、所属長は、複数年度に渡り、この 1,000 円の存在を把握しておらず、いつどのような理由によりこれが発生したか不明な状況となっており、不明金が生じた場合に必要となる手続を行っていなかった。

⁶ 備前市会計規則第 7 条、第 10 条及び第 10 条の 2

このように、公金と私有金を混同していることや、市の収納金や釣銭資金の出納や確認が適正に行えておらず、さらに不明金が発生しているにもかかわらずその手続きを行わない状態で放置していることは、適正を欠いており、早急に是正する必要があると認められる。

また、さつき苑においても、釣銭資金等の保管場所内に経緯不明の現金 8,000 円が保管されていたが、責任の所在を明確にし、厳正に取扱う必要がある現金について、備前市病院事業会計規程の範疇外のを施設の釣銭資金等の保管場所内で保管することは好ましくないことから、改善する必要があると認められる。

なお、既にこれらの不明金について処理済みである旨を、三石総合支所管理課から令和 4 年 12 月 9 日付で、吉永総合支所管理課から 5 年 1 月 11 日付で、さつき苑から 4 年 12 月 7 日付で報告を受けている。

イ 危機管理課、三石総合支所管理課、介護福祉課、市民協働課、建設課、吉永認定こども園、社会教育課、教育文化振興課、公共交通課

市の所有する物品を定期的に棚卸するなどの適切な記録、管理がされておらず、適正を欠いているもの

市の物品の出納、保管、廃棄処分等については、備前市会計規則⁷（平成 17 年規則第 57 号）において所定の手続きが定められており、市長は、毎年度定期又は臨時に、物品の保管状況について検査するものとされており、また、会計管理者は、物品の増減及び異動の状況をその都度帳簿（以下「物品台帳」という。）に記録しなければならないとされている。

そこで、監査対象部署が物品台帳に取得金額を 50 万円以上として記録していた物品 596 件、計 916,912,970 円を抽出し確認したところ、物品台帳に記録されている物品の所在が不明であるもの 1 件、997,500 円、既に廃棄された物品が物品台帳から抹消されていないもの 254 件、224,321,835 円、機構改革等に伴う物品の所管換えや設置場所の異動の記録が適切になされていないもの 43 件、131,740,648 円が見受けられた。（表 2 参照）

このうち教育文化振興課は、監査の過程において、令和 4 年 9 月 16 日現在における備品の確認を行わないまま全ての備品が存在するとして回答しており、回答内容に疑義が生じたことから再確認を依頼したところ、実際には 2 点の備品が所在不明となっており、うち 1 点の所在は判明したが、残る 1 点は 5 年 1 月 11 日現在においても所在が判明していない状況となっている。

また、公共交通課は、4 年 9 月 16 日現在における備品のうち 1 点について、実際には現存するにもかかわらず、存在しないとして回答していた。

さらに、三石総合支所管理課は、旧三石出張所時代から設置している美術品等について、物品台帳に記録していなかった。

したがって、市が所有する物品を定期的に棚卸するなどの適切な記録、管理がされておらず、物品があるものとして漫然と事務を行っていることは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

なお、市は、現在、統一的な基準による地方公会計マニュアル（総務省作成）に基づき固定資産台帳を作成しているが、今回の調査により廃棄済みであることが確認された物品で、固定資産台帳上に登録があるものも見受けられることから、廃棄時期を確認の上、適切に市の全ての台帳を修正する必要があると認められる。

⁷ 備前市会計規則第 174 条及び第 175 条

表2 物品台帳に記録されていた50万円以上の物品で所在不明、廃棄済み又は記録が適切になされていないもの

令和4年9月16日現在（金額単位：円）

部署名	部署名	備品台帳登録部署名	取得日	品名	設置場所	金額	個数	総額	有無	事由
1	教育文化振興課	教育文化振興課	H24.2.24	その他の戸棚類	生涯学習課	997,500	1	997,500	不明	設置場所変更未済(所在不明)
合計							1	997,500		
2	危機管理課	危機管理課	H7.10.3	消防用ホース	消防防災係	696,795	33	22,994,235	無	廃棄済
3	危機管理課	危機管理課	H11.8.2	消防用ホース	消防防災係	559,650	26	14,550,900	無	廃棄済
4	危機管理課	危機管理課	H13.7.18	消防用ホース	消防防災係	559,650	26	14,550,900	無	廃棄済
5	危機管理課	危機管理課	H14.6.14	消防用ホース	消防防災係	559,650	26	14,550,900	無	廃棄済
6	危機管理課	危機管理課	H15.1.8	消防用ホース	消防防災係	1,097,775	51	55,986,525	無	廃棄済
7	危機管理課	危機管理課	H16.6.16	消防用ホース	消防防災係	538,125	25	13,453,125	無	廃棄済
8	危機管理課	危機管理課	H17.12.22	消防用ホース	消防防災係	1,324,050	65	86,063,250	無	廃棄済
9	危機管理課	危機管理課	H8.9.30	特殊用途自動車	消防防災係	1,648,000	1	1,648,000	無	廃棄済
10	吉永認定こども園	吉永認定こども園	S63.5.31	その他の体育用品類	吉永保育園	524,000	1	524,000	無	廃棄済
合計							254	224,321,835		
11	介護福祉課	介護福祉課	R2.2.27	その他の車台・車両類	備前市 鶴海 地内	3,086,080	1	3,086,080	所管外のため無回答	所管換未済(社会福祉課所管)
12	市民協働課	市民協働課	H27.9.30	乗合自動車	備前市 全域 地内	5,138,820	1	5,138,820	有	所管換未済(公共交通課所管)
13	市民協働課	市民協働課	H27.9.30	乗合自動車	備前市 全域 地内	2,207,540	3	6,622,620	有	所管換未済(公共交通課所管)
14	市民協働課	市民協働課	H27.10.30	乗合自動車	備前市 全域 地内	7,749,224	1	7,749,224	有	所管換未済(公共交通課所管)
15	市民協働課	市民協働課	H27.10.30	乗合自動車	備前市 全域 地内	7,317,224	1	7,317,224	有	所管換未済(公共交通課所管)
16	市民協働課	市民協働課	H27.10.30	乗合自動車	備前市 全域 地内	6,521,224	1	6,521,224	有	所管換未済(公共交通課所管)
17	市民協働課	市民協働課	H27.10.30	乗合自動車	備前市 全域 地内	4,662,584	1	4,662,584	有	所管換未済(公共交通課所管)
18	市民協働課	市民協働課	H28.3.15	その他の車台・車両類	備前市 全域 地内	3,292,260	2	6,584,520	有	所管換未済(公共交通課所管)
19	市民協働課	市民協働課	H29.1.31	その他の車台・車両類	備前市 全域 地内	2,084,400	1	2,084,400	有	所管換未済(公共交通課所管)
20	市民協働課	市民協働課	R2.3.19	乗合自動車	備前市徳浪地内	10,765,946	1	10,765,946	有	所管換未済(公共交通課所管)
21	市民協働課	市民協働課	R3.3.12	乗合自動車	備前市徳浪地内	19,457,061	1	19,457,061	有	所管換未済(公共交通課所管)
22	市民協働課	市民協働課	R3.3.31	バス停案内システム機器	備前市徳浪地内	768,900	5	3,844,500	有	所管換未済(公共交通課所管)
23	社会教育課	社会教育課	S58.3.16	書架	市民センター	730,000	1	730,000	有	所管換未済
24	社会教育課	社会教育課	H21.4.22	エアコン	中央公民館	546,000	1	546,000	有	所管換未済
25	社会教育課	社会教育課	H22.3.31	テレビ	中央公民館	807,644	1	807,644	有	所管換未済
26	社会教育課	社会教育課	H8.1.5	音響設備	市民センターホール	11,845,000	1	11,845,000	有	所管換未済
27	社会教育課	社会教育課	H25.4.15	発電機	中央公民館	2,289,000	1	2,289,000	有	所管換未済
28	社会教育課	社会教育課	H17.1.21	軽自動車	中央公民館	1,196,866	1	1,196,866	有	所管換未済
29	社会教育課	社会教育課	H26.3.31	別台帳管理備品		974,729	1	974,729	有	所管換未済
30	社会教育課	社会教育課	H26.3.31	別台帳管理備品		660,099	1	660,099	有	所管換未済
31	社会教育課	社会教育課	H27.2.25	別台帳管理備品		649,904	1	649,904	有	所管換未済
32	社会教育課	社会教育課	H29.11.14	音響設備/ワイヤレスシステム	市民センターホール	585,360	1	585,360	有	所管換未済
33	社会教育課	社会教育課	H30.5.29	軽自動車	日生地域公民館	523,415	1	523,415	有	所管換未済
34	社会教育課	社会教育課	R1.8.24	マイクロホン/ピンマイク		1,998,000	1	1,998,000	有	所管換未済
35	社会教育課	社会教育課	R3.3.19	アンプ・スピーカー	備前市三石地内	649,000	1	649,000	有	所管換未済
36	社会教育課	社会教育課	R3.3.19	OAデスク、テーブル、椅子ほか	備前市三石地内	4,598,000	1	4,598,000	有	所管換未済
37	社会教育課	社会教育課	R4.3.31	その他の図書類		743,788	1	743,788	有	所管換未済
38	介護福祉課	地域福祉連携課	R2.8.13	補助浴槽	備前市伊部地内	6,930,000	1	6,930,000	有	所管換未済(介護福祉課所管)
39	介護福祉課	地域福祉連携課	R2.9.11	乗用自動車	備前市伊部地内	3,608,000	1	3,608,000	有	所管換未済(介護福祉課所管)
40	介護福祉課	地域福祉連携課	R3.8.27	オープン	備前市蕃山地内	1,540,000	1	1,540,000	有	所管換未済(介護福祉課所管)
41	介護福祉課	地域福祉連携課	R3.11.24	洗濯機	備前市伊部地内	1,322,750	2	2,645,500	有	所管換未済(介護福祉課所管)
42	介護福祉課	地域福祉連携課	R3.11.24	洗濯機	備前市蕃山地内	1,776,500	1	1,776,500	有	所管換未済(介護福祉課所管)
43	介護福祉課	地域福祉連携課	R3.11.24	洗濯用乾燥機	備前市蕃山地内	1,075,800	1	1,075,800	有	所管換未済(介護福祉課所管)
44	教育文化振興課	教育文化振興課	H23.10.25	デジタルカメラ	生涯学習課	540,540	1	540,540	有	設置場所変更未済
45	建設課	建設課	H18.5.10	貨物自動車	架橋対策室	993,300	1	993,300	有	設置場所変更未済
合計							43	131,740,648		
総計							298	357,059,983		

ウ 危機管理課、吉永認定こども園、小中一貫教育課、社会教育課

市に寄附された物品の適切な記録、管理がされておらず、適正を欠いているもの

備前市会計規則⁸（平成17年規則第57号）によると、会計管理者は、物品の増減及び異動の状況をその都度帳簿（以下「物品台帳」という。）に記録しなければならないとされている。

そこで、監査対象部署が令和2年度及び3年度に寄附を受けた物品について監査したところ、寄附物品の受入れをしたにもかかわらず、物品台帳に記載がないものが18件、計2,154,653円見受けられた。（表3参照）

したがって、寄附により受入れを行った物品を適時物品台帳に登録するなど、記録、管理がされていないことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。

なお、現在、これらの物品は全て物品台帳に登録済みとなっている。

表3 寄附を受けた物品のうち、物品台帳に登録されていなかったもの

No.	部署名	品名	寄付受領日	金額
1	危機管理課	簡易ベッド	R2. 11. 25	5,720
2		プライベートルーム	R2. 11. 25	48,400
3	吉永認定こども園	砂場セト一式	R4. 1. 24	18,500
4		遊具下マット	R4. 3. 28	81,000
5		加湿空気清浄機 1台	R4. 3. 28	78,000
6		非接触体温計 5本	R4. 3. 28	22,000
7	小中一貫教育課	自転車	R3. 11. 5	50,000
8		パソコン	R3. 11. 5	100,000
9		コピー機	R3. 11. 5	200,000
10	社会教育課	シーカヤック 1人乗 6艇	R3. 8. 5	415,800
11		シーカヤック 1人乗 2艇	R3. 8. 5	164,340
12		シーカヤック 2人乗 4艇	R3. 8. 5	399,960
13		パドル 大人用	R3. 8. 5	59,400
14		パドル 子供用	R3. 8. 5	15,840
15		ライフジャケット 大人用	R3. 8. 5	67,320
16		ライフジャケット 子供用（大）	R3. 8. 5	16,632
17		ライフジャケット 大人用（小）	R3. 8. 5	15,741
18		架台	R3. 8. 5	396,000
合計				2,154,653

⁸ 備前市会計規則第175条

4 指導事項

(1) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

ア 社会教育課

補助金の適正な執行のため、補助金の交付を受けた団体から各支部へ分配された補助金等の執行状況を把握し、未執行や、繰越金としている場合には、適切な額を精算させた上で補助金額を決定する必要があるもの

社会教育課は、令和3年度に、備前市スポーツ協会（以下「協会」という。）に対し、備前市スポーツ協会運営補助金（以下「運営補助金」という。）計1,192,118円を交付している。そして、協会は、その交付された運営補助金の一部を、2支部に対し支部活動補助金として計340,000円交付している。

備前市補助金等交付規則⁹（平成17年規則第58号。以下「規則」という。）によると、市長は、補助事業等実績報告書等の提出を受けたときは、書類を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定することとされている。

しかし、同課における運営補助金の事務処理について確認したところ、協会が2支部に対して交付した支部活動補助金340,000円について、計117,511円が未執行のまま繰り越されており、当該年度に支給を受けた支部活動補助金額を上回る額の繰越金が生じていた。また、1支部では交付された支部活動補助金のうち114,000円を大会運営助成金としてさらに他団体に交付していたが、その収支状況を確認しないまま運営補助金の額を確定していた。

このように、市は、補助事業の審査にあたり、協会において適切な執行がなされているものとして形式的な審査に留め、その支部や第三者に支出する補助金等に未執行や過大な繰越金がないかなど、十分な執行状況の確認を行わないまま、補助金の額を確定していた。

したがって、市は、補助事業の審査において、協会における補助金の使途及び執行状況等の確認を十分に行うとともに、協会から補助金等が分配された団体に未執行があり、翌年度への繰越しがある場合や多額の剰余金が滞留している場合には、適切に精算させた上で補助金額を決定する必要があると認められる。

⁹ 備前市補助金等交付規則第14条

イ 介護福祉課

補助金の交付に際し、補助金の執行状況等を適切に精査した上で補助金を交付する必要があるもの

介護福祉課は、令和3年度に、備前市老人クラブ連合会に対し、備前市老人クラブ活動補助金（以下「活動補助金」という。）計3,711,000円を交付している。

地方自治法¹⁰（昭和22年法律第67号）によると、市は公益上必要がある場合においては、補助等を行うことができることとされ、予算の執行の適正を期するため、補助金の交付を受けた者に対して、その状況を調査し、又は報告を徴することができることとされている。

備前市補助金等交付規則¹¹（平成17年規則第58号。以下「規則」という。）によると、市長は、補助事業等実績報告書等の提出を受けたときは、書類を審査し、必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定することとされている。

また、備前市老人クラブ補助金交付要綱¹²によると、活動補助金の対象経費は、老人クラブの活動の実施に要する経費とされている。

そこで、活動補助金について確認したところ、備前市老人クラブ連合会の実績報告書に添付された決算書は市以外からの補助金を含んだものとなっており、活動補助金と市以外からの補助金のそれぞれの使途や金額が明示されておらず、活動補助金の歳出額やその使途が明確でないにもかかわらず、市は、その内容を十分に確認しないまま、市からの補助金よりも会計全体の支出が多いことをもって補助金の額を確定していた。

したがって、市は、補助事業の審査において、補助金の使途及び執行状況等の確認を十分に行うとともに、活動補助金のみについての収支決算書等の提出を求めるなど、内容を精査した上で補助金を交付する必要があると認められる。

¹⁰ 地方自治法第221条第2項及び第232条の2

¹¹ 備前市補助金等交付規則第14条

¹² 備前市老人クラブ補助金交付要綱第2条

ウ 吉永美術館

吉永美術館の利用が低調になっていることから、所蔵品を活用する等施設の効率的な運用を検討する必要があるもの

地方自治法¹³（昭和 22 年法律第 67 号）によると、市は、事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされている。

備前市吉永美術館設置条例¹⁴（平成 17 年条例第 105 号）によると、吉永美術館（以下「美術館」という。）は、美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、市民文化の発展に寄与するために設置するとされている。

そこで、令和元年度から 3 年度までにおける美術館の開館状況及び入館者数を監査したところ、2 年度及び 3 年度はコロナ禍のため年間を通じ臨時休館となっており、元年度の状況は、開館日 154 日、入館者数 424 人であり、このうち、所蔵品を展示する常設展の開館日 145 日、入館者数 29 人、企画展や貸しギャラリー等の常設展以外の開館日 9 日、入館者数 395 人となっていた。（表 4 参照）

また、美術館の元年度の収入及び支出を確認したところ、収入 6,250 円、支出 498,698 円であった。

したがって、美術館は、開館日数が少なく、所蔵品を利用した常設展の入館者数が非常に低調となっており、常設展と比較し入館者数が見込める貸しギャラリー等の利用日数も限られていることから、美術館設置の目的が十分に果たせていない状況であったと認められる。また、収入が低調であるにもかかわらず、その維持管理に相応の費用が発生する状況となっていると認められる。

このため、美術館設置の目的の達成に向け、美術館の来館者数を増加させる取り組みや、所蔵品の活用方法についても検討する必要があると認められる。また、利用の実績が低調なまま推移する場合、市として美術館の存続について方向性を打ち出すなど、対応を検討する必要があると認められる。

¹³ 地方自治法第 2 条

¹⁴ 備前市吉永美術館設置条例第 1 条

表4 令和元年度の開館及び入館者数等の状況

常設展				
区分	内容	期間	開催日数	入館者数
常設展	春の所蔵品展	5月11日(土)～6月23日(日)	38日	1人
常設展	夏の所蔵品展	7月6日(土)～8月18日(日)	36日	9人
常設展	秋の所蔵品展	8月31日(土)～10月13日(日)	35日	9人
常設展	冬の所蔵品展	1月11日(土)～2月23日(日)	36日	10人
小計			145日	29人
常設展以外				
区分	内容	期間	開催日数	入館者数
企画展	第51回吉永文化祭	10月29日(火)～11月3日(日)	6日	144人
貸しギャラリー	MOA児童作品展	11月10日(日)	3日	12人
		11月17日(日)		99人
		11月23日(土)		140人
小計			9日	395人
合計			154日	424人

(2) その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

ア 市民協働課、保健課、介護福祉課、吉永総合支所管理課、小中一貫教育課、社会教育課、吉永地域公民館、教育文化振興課

任意団体の事務局を市が担っていることについて再度検討する必要があるもの

備前市契約規則¹⁵（平成 17 年規則第 47 号。以下「契約規則」という。）では、契約の履行があった場合、市は検査をしなければならないとされ、検査にあたっては、仕様書その他の関係書類等と対比してその結果を公正に判定しなければならないとされている。

また、備前市補助金等交付規則¹⁶（平成 17 年規則第 58 号。以下「交付規則」という。）によると、市は、市以外の団体又は個人に対して交付する補助金、交付金、助成金等（以下、これらを合わせて「補助金等」という。）を行う者から補助金等の交付の申請があったときは、書類の審査等を行い、交付の決定をするものとされている。そして、事業等が完了し、実績報告書が提出されたときは、書類の審査等を行い、事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容等に適合するかどうかを確認することとされている。

そこで、令和 3 年度に、市が任意団体の事務局を担っているもの 33 件（表 5 参照）に対し、市からの事業委託や補助金交付の状況及び本来任意団体の事務局が行うべき会議資料作成や開催案内などの庶務事務及び経理事務（以下、これらを合わせて「経理事務等」という。）への職員の従事状況について監査したところ、次のような事態が見受けられた。

<事例 1>市が業務を委託している団体の事務局を市が担っているもの

社会教育課は、3 年度、まなび創生会と備前学び直し等の場モデル事業運営委託契約を締結し、委託料 817,400 円を支出している。そして、同課は、市の業務として、まなび創生会の事務局を担っている。

しかし、市が直接実施するよりも、市以外の任意団体に委託して実施させるほうが効率的であるから委託事業としているにもかかわらず、受託先の任意団体の事務局を市が業務として担っており、さらに、契約規則により、委託結果を公正に判定しなければならないとされているにもかかわらず、市が市側の委託金の契約及び会計事務と、任意団体事務局側の経理事務等の両方を担う状況となっていた。

¹⁵ 備前市契約規則第 100 条及び 102 条

¹⁶ 備前市補助金等交付規則第 2 条、第 5 条、第 13 条及び第 14 条

<事例 2>市が補助金を交付している団体の事務局を市が担っているもの

介護福祉課は、3年度、備前市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）に対し、老人クラブ活動補助金 3,711,000 円を支出している。そして、同課は、市の業務として、連合会の事務局を担っている。

しかし、交付規則により、市は、事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容等に適合するかどうかを確認する必要があるにもかかわらず、市が、連合会への補助金等の交付事務と、補助金の申請事務を含む連合会の経理事務等の両方を担う状況となっていた。

このように、委託事業の委託者と受託者や、補助金等の交付者と申請者が同一であることについて、事業の履行確認や補助金支給事務に係る公正性を担保する観点から、改善する必要があると認められる。

さらに、委託料や補助金等を支出している任意団体の業務を市が担うことは、当該任意団体に対し、金銭のみならず役務も提供しているということであり、自ら事務局を担っている任意団体からみると、公平性の確保などの観点から適正でなく、改善する必要があると認められる。

このため、受託団体や補助団体の事務局を担う担当部署は、事務局の経理事務等を担うことの必要性を再度検討し、市が実施する必要がある事業については、経費を直接予算化することなども含め検討する必要があると認められる。

なお、担当部署において事務局を担う必要があると判断した場合においても、市職員が経理事務等を執行している以上、金銭等の紛失や盗難等の事故や不祥事が発生すれば、公金の場合と同様に信用失墜等の影響を市に及ぼすこととなるため、任意団体の預金通帳等を管理することの必要性については再度検証する必要がある。特に、預金通帳と届出印を同一箇所に保管している事務局が散見されたため、これについて改善する必要がある。

表5 令和3年度に市が任意団体の事務局を担っているもの

NO.	部署名	団体名称	事務局従事職員数(人)	年間事務従事延べ時間(時間)	市からの補助金等支出の別
1	市民協働課	自治会連絡協議会	2	80	補助金
2	保健課	備前市愛育委員会	3	14	補助金
3	保健課	備前市栄養委員会	3	14	補助金
4	介護福祉課	備前市老人クラブ連合会	1	80	補助金
5	吉永総合支所管理課	交通安全協会吉永支部	2	8	—
6	吉永総合支所管理課	備前市環境衛生指導員会吉永支部	2	10	補助金
7	小中一貫教育課	備前市教育研修所	3	10	補助金
8	社会教育課	備前市スポーツ少年団	1	540	補助金
9	社会教育課	備前市スポーツ協会	1	640	補助金
10	社会教育課	備前市スポーツ協会日生支部	1	180	補助金
11	社会教育課	備前市スポーツ協会吉永支部	1	180	補助金
12	社会教育課	備前市B&G海洋クラブ	1	12	補助金
13	社会教育課	備前市えびす駅伝競走大会実行委員会	1	135	補助金
14	社会教育課	備前日生大橋マラソン実行委員会	1	90	補助金
15	社会教育課	備前市教育支援活動運営委員会	2	15	委託料
16	社会教育課	備前まなび塾+西鶴山教室運営委員会	3	15	委託料
17	社会教育課	備前まなび塾+香登教室運営委員会	3	15	委託料
18	社会教育課	備前まなび塾+伊部教室運営委員会	3	15	委託料
19	社会教育課	備前まなび塾+片上教室運営委員会	3	15	委託料
20	社会教育課	備前まなび塾+東鶴山教室運営委員会	3	15	委託料
21	社会教育課	備前まなび塾+伊里教室運営委員会	3	15	委託料
22	社会教育課	備前まなび塾+三石教室運営委員会	3	15	委託料
23	社会教育課	備前まなび塾+日生教室運営委員会	3	15	委託料
24	社会教育課	備前まなび塾+寒河教室運営委員会	3	15	委託料
25	社会教育課	備前まなび塾+吉永教室運	3	15	委託料

		営委員会			
26	社会教育課	まなび創生会	2	15	委託料
27	社会教育課	青少年健全育成推進本部	7	400	補助金
28	吉永地域公民館	吉永町FOS少年団連盟	2	50	補助金
29	吉永地域公民館	吉永地区青少年健全育成会	1	30	その他
30	教育文化振興課	岡山県こども備前焼作品展 実行委員会	3	100	委託料
31	教育文化振興課	備前市文学賞実行委員会	3	50	補助金
32	教育文化振興課	備前吹奏楽フェスティバル 実行委員会	3	3	委託料
33	教育文化振興課	備前市「論語かるた」大会 実行委員会	3	30	補助金
合計			79	2,836	—

イ 市民協働課、吉永総合支所管理課

地域おこし活動に直接必要でない経費を、地域おこし活動補助金の対象としていることは、適正を欠いているもの

市民協働課は、地域おこし協力隊の活動費について、補助金の総括を行い、各部署は、その所管となった地域おこし協力隊に対する補助金を交付している。

吉永総合支所管理課は、令和3年度に、備前市地域おこし協力隊員として委嘱した者(以下「協力隊員」という。)に対し、備前市地域おこし活動補助金 374,642 円を交付している。

備前市地域おこし活動補助金の交付については、備前市補助金等交付規則(平成17年規則第58号)、備前市地域おこし協力隊設置要綱(平成26年告示第9号。以下「設置要綱」という。)及び備前市地域おこし活動補助金交付要綱(平成27年告示第44号。以下「交付要綱」という。)に定められている。

交付要綱¹⁷では、補助金の対象経費は、協力隊員が地域おこし活動に使用した経費のうち、パソコン、作業用具等の購入費、傷害・賠償保険料その他保険料、その他市長が地域おこし活動に必要と認める経費等とされている。

また、市民協働課は、地域おこし協力隊に対する説明資料として「地域おこし協力隊活動の手引き」を作成しており、その中で保険料の補助対象経費は損害・賠償保険料、車両任意保険等であるとしている。

そこで、令和3年度地域おこし活動補助金について監査したところ、吉永総合支所管理課は市民協働課の合議を得た上で、協力隊員Aが支払った生命保険料11,804円(5,902円/月×2か月分)について、補助対象経費として認め、補助金を交付していた。

したがって、地域おこし活動に直接必要でない生命保険料を、地域おこし活動補助金の対象としていることは、適正を欠いていると認められる。

また、現状の設置要綱及び交付要綱、その他補助金の交付に影響を及ぼす説明資料等で、不明確な記載等があれば明確な記載に修正し、協力隊員に十分な説明を行うなど、補助金の対象経費を齟齬なく認識させるよう努めるとともに、補助金の趣旨を踏まえ、補助金に対する市の審査機能の強化について検討する必要があると認められる。

¹⁷ 備前市地域おこし活動補助金交付要綱第3条

ウ 保健課、市民協働課

補助金の交付にあたり、要綱等に規定がないまま交付決定前に事業を開始した経費を補助金の対象とするなど適正を欠いているもの

備前市補助金等交付規則¹⁸（平成 17 年規則第 58 号）によると、市長は、市以外の団体又は個人に対して交付する補助金、交付金、助成金等（以下、これらを合わせて「補助金等」という。）を行う者から補助金等の交付の申請があったときは、書類の審査等を行い、交付の決定をするものとされ、補助事業等が完了し、補助事業等実績報告書等の提出を受けたときは、これを審査し、額を確定することとされている。

そこで、令和 3 年度に市が支出した補助金の交付決定の事務について監査したところ、次のような事態が見受けられた。

<事例 1>

保健課は、備前市愛育委員会へ、その事業に要する経費として愛育委員会補助金 2,400,000 円を、備前市栄養委員会へ、その事業に要する経費として栄養委員会補助金 1,326,000 円を交付している。

しかし、同課は、規則や要綱等に補助金の交付決定前に実施した事業の取り扱いに関する定めがないにもかかわらず、補助金の交付決定前に実施された事業に要する経費についても補助金の対象としていた。

<事例 2>

市民協働課は、区会、町内会等に対して、備前市区会等補助金 15,970,410 円を交付している。

しかし、同課は、A 地区に対する区会等補助金について、規則や要綱等に補助金の交付決定前に実施した事業の取り扱いに関する定めがないにもかかわらず、補助金の交付決定前に実施された事業について、令和 3 年 7 月 30 日付けで、交付決定日を同年 4 月 1 日として補助金の交付を決定していた。

したがって、市が、補助金の交付に際し、交付申請前になされた事業に対する規定が要綱等がないにもかかわらず、交付決定前に事業が開始されているものに対し補助金を交付することや、交付決定日を遡って事務を行うことは適性を欠いていると認められる。

¹⁸ 備前市補助金等交付規則第 5 条、第 13 条及び第 14 条

令和 4 年度定期監査結果報告書添付意見

第10 意見

1 意見に至る経緯

監査委員は、組織目的の達成を阻害する要因（以下「リスク」という。）の内容及び程度を勘案するなどした上で、監査対象を抽出して監査している。令和4年度定期監査は、9月16日に重点監査事項を決定し、この重点監査事項に係る事務等が、法令など関係規程に基づき適正に行われているか、効率性・経済性又は有効性の観点から適切か、事務処理上改善する必要がないかなどに着眼して監査を実施したところ、次のような状況が見受けられた。

市が各種団体等に交付している補助金については、市の組織に対して補助金を支出しているもの、必要な計画変更申請の手続きが行えていないまま補助金確定をしていたもの、要綱で対象外としている経費を補助金の対象として認めているもの、補助金の使途確認が不十分であるもの等の事例が見受けられた。

また、補助金や委託料等で、市が補助金を支出したり、事業を委託したりしているにもかかわらず、市が補助金交付先や受託先の事務局を担っている事例が見受けられた。

物品の管理については、過去から継続して、誤りがあったことを意見しているが、今年度の定期監査でも、市が所有する物品や、寄附を受けた物品が正確に記録、管理されていないものが見受けられた。

公金等の取扱いについては、公金等と私有金の混同や、不明金が発生しているにもかかわらず、必要な手続きを行っていないものが見受けられた。

今年度の定期監査においては、市が事実の確認等を行わないまま、監査委員に誤った報告等を行い、定期監査の終盤になってから、最初の報告等が誤っていたとの訂正の申し出を行ってきたものがあった。

2 監査委員の意見

監査委員は、各部署から提出された資料等を基に監査を実施しているが、各部署が十分な確認を行わないまま資料等を提出された事例が見受けられた。正しい資料等を基に監査を行わなければ、正しい監査結果を導き出すことはできない。このため、市は、監査委員に対し、包み隠さず正しい資料等を提出し、また正しく回答するようにはしていただきたい。

監査委員は、監査等の結果にあたり、指摘事項等により市の財務事務については是正や改善を求めているが、今年度の監査においても過去、指摘したものと類似した事案が見受けられた。また、市は、事業を実施するにあたり、事業開始時と現在で状況が様々に変わっているにもかかわらず、現状に合わせた規定の見直しが行われていないため、規定と運用に齟齬が生じているものも見受けられた。

については、監査等の結果に基づいて、次の点に留意し改善することを望むものである。

(1) 市が各種団体へ交付している補助金について

補助金等の事務については、補助金等交付規則や要綱等に基づき行われるべきである。補助金の交付にあたり、規定と現実に齟齬が生じているのであれば、必要に応じて規定を見直す必要がある。また、補助事業の審査を行うにあたり、補助金交付先の団体等の決算書のみではなく、当該補助金のみについての収支決算書等の提出を求めするなど、職員が補助金の使途が明確に確認できるようにする必要がある。さらに、市が市の組織に対して補助金を支出しているように見える補助金があるため、補助金の交付先を法令等に基づき整理し、補助金として支出すべきかどうかの判断や、要綱、規定等の整備を行うように改善する必要がある。

(2) 市が任意団体の事務局を担うことについて

市が、任意団体の事務局を担っていることは、当該団体へ補助金・委託料等を支出している上に、さらに役務を提供していることであり、事務局を担うことについて、その必要性を整理し、検討する必要がある。そして、検討した上で、事務局を担う必要があるのであれば、その事務を適正に行うことができる環境を整備する必要がある。

(3) 物品の管理について

この数年指摘を続けているが、記録等を確認する仕組みが有効に機能していないと言わざるを得ない状況である。また、管理にあたり組織全体の帳簿とは別に、必要に応じて各部署が作成している帳簿等が存在しているが、各帳簿間の連携が不十分であったり、事務が重複している状況が見受けられた。組織全体で帳簿等の整理を行うなどにより、事務の正確性と効率性を向上させる必要がある。

(4) 公金等の取扱いについて

職員は、市民から預かっている貴重な公金を取り扱っているという観点から、公金をより慎重に取り扱う必要がある。そして、年度が替わる又は担当者が変更となるなどの際には、現物確認を行う等、保管物の引継ぎを適切に実施し、不明金等が生じて

いないことを確認することが必要である。

(5) 監査等の結果の活用について

市は、監査等の結果を、単に指摘対象の個別部署の問題にとらえることなく、市の組織を横断的にとらえ、潜在するリスクに対応する必要がある。そして、市は、内部統制の観点で、組織全体の調査を実施し、全体のリスクを把握した上で、例規等を改正し、効率的で、公正性や透明性を確保できる職場環境に整備する必要がある。